

広島市立大学大学院研究科委員会規程

平成22年4月1日

規 程 第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第8条第4項の規定に基づき、研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 大学院学則第8条第2項の規定により、同条第3項第2号から第8号までに掲げる事項の審議については、研究科委員会は、当該研究科の准教授及び講師をその構成員として加えることができる。

2 国際学研究科にあっては、大学院学則第8条第2項の規定により、同条第3項第5号に掲げる事項の審議について、同研究科学生の指導教員である平和学研究科の教員をその構成員として加えることができる。

(招集)

第3条 研究科委員会は、研究科長が招集する。

2 研究科長は、構成員の3分の1以上の者から請求があるときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(議事)

第4条 研究科委員会に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科委員会を主宰する。

3 研究科委員会は、委員（海外渡航中の者、産前・産後の特別休暇中の者、育児休業中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 大学院学則第8条第3項第2号から第8号までに掲げる事項に関する議事は出席構成員の過半数で、同項第1号に掲げる事項に関する議事は出席構成員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(職務代理)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副研究科長がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 研究科委員会に、研究科に関する専門の事項を調査し、又は企画するため、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の運営等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の教授会への出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第8条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果並びに出席構成員の氏名を明らかにしておかなければならない。

2 議事録には、議長及び出席構成員1人が署名しなければならない。

(庶務)

第9条 研究科委員会に関する事務は、事務局教務・研究支援室において処理する。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。